

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2020年11月13日

【四半期会計期間】 第67期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)

【会社名】 佐藤食品工業株式会社

【英訳名】 SATO FOODS INDUSTRIES CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 清水 邦 雄

【本店の所在の場所】 愛知県小牧市堀の内四丁目154番地

【電話番号】 (0568)77 7316(代表)

【事務連絡者氏名】 管理部長 那 須 智

【最寄りの連絡場所】 愛知県小牧市堀の内四丁目154番地

【電話番号】 (0568)77 7316(代表)

【事務連絡者氏名】 管理部長 那 須 智

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第66期 第2四半期累計期間	第67期 第2四半期累計期間	第66期
会計期間		自 2019年4月1日 至 2019年9月30日	自 2020年4月1日 至 2020年9月30日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高	(千円)	3,370,101	2,705,959	6,889,483
経常利益	(千円)	495,200	200,456	1,083,193
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失()	(千円)	337,617	327,914	1,855,502
持分法を適用した 場合の投資利益	(千円)	-	-	-
資本金	(千円)	3,672,275	3,672,275	3,672,275
発行済株式総数	(株)	9,326,460	9,326,460	9,326,460
純資産額	(千円)	16,384,552	17,449,132	17,784,796
総資産額	(千円)	18,227,561	18,891,054	19,282,144
1株当たり四半期(当期)純利益 又は1株当たり四半期純損失()	(円)	53.99	52.38	296.57
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	53.71	-	295.00
1株当たり配当額	(円)	15.00	15.00	30.00
自己資本比率	(%)	89.7	92.2	92.1
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	736,583	676,626	1,473,083
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	159,890	146,312	382,674
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	93,764	93,783	187,744
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	7,411,432	8,267,697	7,831,167

回次		第66期 第2四半期会計期間	第67期 第2四半期会計期間
会計期間		自 2019年7月1日 至 2019年9月30日	自 2020年7月1日 至 2020年9月30日
1株当たり四半期純利益 又は1株当たり四半期純損失()	(円)	19.87	72.39

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 第67期第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。また当社は、子会社及び関連会社を一切有しておりません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第2四半期累計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により外出自粛や休業が広がった結果、社会・経済活動が制限され、企業業績や個人消費、雇用情勢等が急速に悪化しました。緊急事態宣言解除後は、経済活動が段階的に再開され、一部で持ち直しの動きもみられるものの、7月から再び新規感染者が増加傾向となるなど、先行きが不透明な状況で推移いたしました。海外においても、主要国の都市封鎖解除など経済活動の抑制が徐々に緩和されたものの、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大や米中通商問題による経済への影響も懸念され、先行きが不透明な状況が続いております。

当社といたしましては、顧客、取引先及び従業員の安全確保を最優先に、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じた対策を行い、Web会議システムを活用した営業活動、オフィスや食堂スペースにおけるソーシャルディスタンスの確保を推進するとともに、マスク着用や手洗い消毒の徹底、出張を伴う営業活動や来客対応の抑制など、感染リスクの低減に努めてまいりました。

このような状況のもと、当社の当第2四半期累計期間における売上実績は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって外出自粛や移動制限、在宅勤務の推進など社会・経済活動が抑制されたことから茶エキス、植物エキスを中心に低調に推移しました。

茶エキスにつきましては、緑茶エキス・ほうじ茶エキス等が減少したため、売上高は1,237百万円（対前年同四半期比28.2%減）となりました。

粉末天然調味料につきましては、粉末酢等が増加したものの、粉末鰹節等が減少したため、売上高は808百万円（同4.8%減）となりました。

植物エキスにつきましては、野菜エキスが増加したものの、果実エキス等が減少したため、売上高は284百万円（同24.0%減）となりました。

液体天然調味料につきましては、昆布エキスが増加したものの、鰹節エキス等が減少したため、売上高は312百万円（同10.6%減）となりました。

粉末酒につきましては、ブランドタイプ等が増加したものの、ラムタイプ等が減少したため、売上高は60百万円（同13.3%減）となりました。

以上の結果、当第2四半期累計期間の売上高は2,705百万円（同19.7%減）となり、前年同四半期に比べ664百万円減少しました。

利益面につきましては、営業活動の自粛による旅費交通費等の一般管理費は減少したものの、売上高の減少により営業利益は143百万円（同66.7%減）、経常利益は200百万円（同59.5%減）となりました。また、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、法人税等522百万円（同240.2%増）を計上したため、四半期純損失は327百万円（前年同四半期は四半期純利益337百万円）となりました。

なお、当社は食品加工事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期会計期間末における資産合計は18,891百万円となり、前事業年度末に比べ391百万円減少しました。

流動資産については10,688百万円となり、前事業年度末に比べ153百万円増加しました。主に、売上債権が287百万円減少したものの、現金及び預金が436百万円増加したことによります。

固定資産については8,202百万円となり、前事業年度末に比べ544百万円減少しました。主に、投資有価証券が121百万円増加したものの、繰延税金資産が530百万円減少したことによります。

負債合計は1,441百万円となり、前事業年度末に比べ55百万円減少しました。

流動負債については1,369百万円となり、前事業年度末に比べ55百万円減少しました。主に、未払金が39百万円減少したことによります。

固定負債については72百万円となり、前事業年度末から変動はありませんでした。

純資産合計は17,449百万円となり、前事業年度末に比べ335百万円減少しました。主に、その他有価証券評価差額金が79百万円増加したものの、四半期純損失327百万円を計上し、配当金の支出により93百万円減少したことによります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ436百万円増加し、8,267百万円となりました。

なお、当第2四半期累計期間におけるキャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における営業活動による資金の増加は、676百万円(前年同四半期は736百万円の増加)となりました。これは主に、売上債権の増減額287百万円及び、減価償却費229百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における投資活動による資金の減少は、146百万円(前年同四半期は159百万円の減少)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出126百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における財務活動による資金の減少は、93百万円(前年同四半期は93百万円の減少)となりました。これは主に、配当金の支払額93百万円によるものであります。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の重要な会計方針及び見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更を行っております。

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項(追加情報)」に記載のとおりであります。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(6) 研究開発活動

当第2四半期累計期間の研究開発費の総額は82百万円であります。

なお、当第2四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	27,000,000
計	27,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,326,460	9,326,460	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株 であります。
計	9,326,460	9,326,460		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2020年7月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5
新株予約権の数(個)	556(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,560(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2020年8月7日～2050年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,219 資本組入額 (注)2
新株予約権の行使の条件	当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

新株予約権証券の発行時(2020年8月6日)における内容を記載しております。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は、10株であります。
新株予約権割当後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率
また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
2. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記2に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
残存新株予約権に定められた事項に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記の新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年9月30日		9,326,460		3,672,275		3,932,375

(5) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	2020年9月30日現在
			発行済株式(自己株式を 除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
佐藤仁一	愛知県岩倉市	2,051	32.78
横浜冷凍株式会社	神奈川県横浜市西区 みなとみらい4丁目6番2号	579	9.25
ブルドックソース株式会社	東京都中央区日本橋兜町11番5号	390	6.23
レイズネクスト株式会社	神奈川県横浜市磯子区 新磯子町27番地5	295	4.72
株式会社名古屋銀行	愛知県名古屋市中区 錦3丁目19番17号	271	4.34
光通信株式会社	東京都豊島区西池袋1丁目4番10号	269	4.30
株式会社愛知銀行	愛知県名古屋市中区 栄3丁目14番12号	267	4.27
湯原善衛	愛知県瀬戸市	252	4.03
佐藤京子	愛知県岩倉市	203	3.26
株式会社十六銀行	岐阜県岐阜市神田町8丁目26番地	200	3.19
計		4,780	76.37

(注) 上記の他、当社所有の自己株式 3,066千株があります。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,066,600		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,251,200	62,512	同上
単元未満株式	普通株式 8,660		
発行済株式総数	9,326,460		
総株主の議決権		62,512	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式 22株が含まれております。

【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 佐藤食品工業株式会社	愛知県小牧市堀の内 四丁目154番地	3,066,600		3,066,600	32.88
計		3,066,600		3,066,600	32.88

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(2020年7月1日から2020年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第2四半期会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,831,167	8,267,697
受取手形及び売掛金	1,318,644	1,031,129
製品	518,856	587,901
仕掛品	288,023	385,221
原材料及び貯蔵品	378,494	347,597
その他	199,841	68,689
流動資産合計	10,535,027	10,688,236
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1,610,350	1,567,218
機械及び装置（純額）	849,851	799,767
土地	2,558,304	2,558,304
建設仮勘定	52,496	3,029
その他（純額）	129,032	126,550
有形固定資産合計	5,200,035	5,054,870
無形固定資産	58,407	55,550
投資その他の資産		
投資有価証券	2,582,909	2,704,367
破産更生債権等	1,408,531	1,408,509
繰延税金資産	647,164	117,097
その他	258,600	270,931
貸倒引当金	1,408,531	1,408,509
投資その他の資産合計	3,488,673	3,092,396
固定資産合計	8,747,117	8,202,817
資産合計	19,282,144	18,891,054

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第2四半期会計期間 (2020年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	320,996	287,733
短期借入金	680,000	680,000
未払金	141,384	101,517
未払法人税等	22,880	62,654
賞与引当金	119,000	117,000
その他	140,308	120,237
流動負債合計	1,424,569	1,369,143
固定負債		
役員退職慰労引当金	17,130	17,130
資産除去債務	55,649	55,649
固定負債合計	72,779	72,779
負債合計	1,497,348	1,441,922
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,672,275	3,672,275
資本剰余金	4,440,440	4,440,440
利益剰余金	12,632,552	12,210,739
自己株式	3,414,602	3,414,602
株主資本合計	17,330,665	16,908,852
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	424,428	503,804
評価・換算差額等合計	424,428	503,804
新株予約権	29,702	36,474
純資産合計	17,784,796	17,449,132
負債純資産合計	19,282,144	18,891,054

(2) 【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自2020年4月1日 至2020年9月30日)
売上高	3,370,101	2,705,959
売上原価	2,475,730	2,140,994
売上総利益	894,370	564,964
販売費及び一般管理費	463,379	421,551
営業利益	430,991	143,412
営業外収益		
受取利息	568	573
有価証券利息	-	196
受取配当金	42,347	48,911
貸倒引当金戻入額	17,331	21
その他	5,822	9,220
営業外収益合計	66,069	58,922
営業外費用		
支払利息	1,859	1,877
その他	1	1
営業外費用合計	1,861	1,879
経常利益	495,200	200,456
特別利益		
固定資産売却益	4	-
特別利益合計	4	-
特別損失		
損害賠償金	997	440
固定資産除却損	3,057	5,634
特別損失合計	4,055	6,074
税引前四半期純利益	491,149	194,381
法人税等	153,532	522,296
四半期純利益又は四半期純損失()	337,617	327,914

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自2020年4月1日 至2020年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	491,149	194,381
減価償却費	225,975	229,045
貸倒引当金の増減額(は減少)	17,331	21
賞与引当金の増減額(は減少)	18,000	2,000
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	7,210	-
保険解約損益(は益)	2,011	-
受取利息及び受取配当金	42,916	49,680
支払利息	1,859	1,877
有形固定資産売却損益(は益)	4	-
有形固定資産除却損	3,057	5,634
受取保険金	299	-
損害賠償金	997	440
売上債権の増減額(は増加)	337,394	287,515
たな卸資産の増減額(は増加)	16,911	134,023
その他の流動資産の増減額(は増加)	38,318	32,193
仕入債務の増減額(は減少)	89,690	33,263
未払金の増減額(は減少)	24,983	1,394
未払費用の増減額(は減少)	5,715	1,871
未払消費税等の増減額(は減少)	78,896	20,073
破産更生債権等の増減額(は増加)	17,331	21
その他の流動負債の増減額(は減少)	9,696	14,034
その他	7,152	6,772
小計	802,757	467,990
利息及び配当金の受取額	42,910	49,725
保険金の受取額	299	-
利息の支払額	1,859	1,860
損害賠償金の支払額	997	440
法人税等の支払額	106,527	2,125
法人税等の還付額	-	163,336
営業活動によるキャッシュ・フロー	736,583	676,626

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	131,692	126,712
有形固定資産の売却による収入	5	-
無形固定資産の取得による支出	15,770	2,641
投資有価証券の取得による支出	4,560	4,627
長期前払費用の取得による支出	-	16
その他の支出	12,294	12,314
その他の収入	4,421	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	159,890	146,312
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の売却による収入	13	-
配当金の支払額	93,778	93,783
財務活動によるキャッシュ・フロー	93,764	93,783
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	482,928	436,530
現金及び現金同等物の期首残高	6,928,503	7,831,167
現金及び現金同等物の四半期末残高	7,411,432	8,267,697

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第2四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第2四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には法定実効税率を使用しております。

(追加情報)

前事業年度末において、会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響について「新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が2021年3月期第2四半期まで続き、2021年3月期第3四半期以降は緩やかに回復していく」と仮定しておりましたが、現在の事業環境及び、2021年3月期第2四半期累計期間の実績値を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況は、2021年3月期第3四半期以降、緩やかに回復するものの、当該状況による影響は2022年3月期以降においても一定期間にわたり継続する」と仮定を変更しております。

この仮定のもと、当第2四半期会計期間末における繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、繰延税金資産の取崩しにより法人税等調整額 492,557千円（四半期損益計算書上は「法人税等」へ含まれます。）を計上しております。

(四半期貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当第2四半期会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第2四半期会計期間 (2020年9月30日)
当座貸越限度額及び 貸出コミットメントの総額	2,300,000千円	2,300,000千円
借入実行残高	680,000千円	680,000千円
差引額	1,620,000千円	1,620,000千円

(四半期損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
試験研究費	100,841千円	82,370千円
給与手当	72,991千円	81,692千円
役員報酬	54,536千円	49,011千円
荷造・運搬費	54,143千円	43,826千円
賞与引当金繰入額	25,391千円	22,362千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
現金及び預金	7,411,432千円	8,267,697千円
現金及び現金同等物	7,411,432千円	8,267,697千円

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	93,697	15.00	2019年3月31日	2019年6月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年11月1日 取締役会	普通株式	93,898	15.00	2019年9月30日	2019年12月9日	利益剰余金

当第2四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	93,897	15.00	2020年3月31日	2020年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年11月6日 取締役会	普通株式	93,897	15.00	2020年9月30日	2020年12月4日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、食品加工事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失()	53円99銭	52円38銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	337,617	327,914
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 ()(千円)	337,617	327,914
普通株式の期中平均株式数(株)	6,253,035	6,259,838
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	53円71銭	
(算定上の基礎)		
普通株式増加数(株)	33,338	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 当第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2 【その他】

(1) 中間配当

第67期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）中間配当について、2020年11月6日開催の取締役会において、2020年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	93,897千円
1株当たりの金額	15円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2020年12月4日

(2) 重要な訴訟事件等

当社元取締役に対する損害賠償請求訴訟

当社は、2009年11月11日、当社元取締役6名に対し、これらの者による過去の資産運用等について、取締役としての任務懈怠（善管注意義務違反、忠実義務違反）等があったことを理由に、これにより当社が被った損害（57億5,013万7,260円）の一部（11億円（被告2名についてはその内の3億円）およびこれに対する訴状送達日の翌日から年5分の割合による遅延損害金）について、損害賠償請求訴訟を名古屋地方裁判所に提起しました。本件訴訟につきましては、2011年11月14日、名古屋地方裁判所からの和解勧告に従い、被告6名のうち2名について和解により解決しております。その後、2011年11月24日、名古屋地方裁判所は、和解勧告に応じなかった被告4名のうち2名に対しては、当社の請求どおり、3億円および遅延損害金の支払いを命じ、その余の当社の請求は棄却する旨の判決を言い渡しました。当社としましては、当該判決のうち当社の請求が認められなかった部分を不服として、2011年12月12日、名古屋高等裁判所に控訴を提起しておりましたが、2013年1月21日、名古屋高等裁判所からの和解勧告に従い、残りの2名については和解により解決しております。一方、和解による解決とならなかった2名は、名古屋地方裁判所による一審判決を不服として、2011年12月9日、名古屋高等裁判所に控訴を提起しておりましたが、2013年3月28日、名古屋高等裁判所は、当該控訴をいずれも棄却する旨の判決を言い渡しました。その後、同2名は、2013年4月12日付けで最高裁判所に対する上告受理の申立てを行っておりましたが、2013年10月1日、最高裁判所は、当該申立てを上告審として受理しない旨の決定を言い渡しました。その後、同2名のうち1名については、東京地方裁判所より2018年1月17日付けで破産手続開始決定、2018年6月8日付けで破産手続廃止決定、2018年6月8日付けで免責許可決定があり、同人からの回収は困難な状況となりました。なお、同2名のうちの他の1名については、現時点で回収の見通しは不確定であることから、詳細が決まり次第、適時開示いたします。

株式会社MAGねっとホールディングス（当時の商号は、株式会社MAGねっと。以下、「MAGねっと」といいます。）および株式会社ASA（当時の商号は、株式会社KEホールディングス。以下「ASA」といいます。）に対する保証債務履行請求訴訟

当社は、2009年1月16日、株式会社SFCG（以下、「SFCG」といいます。）が発行したコマーシャル・ペーパー（額面金額15億円。以下、「BCP」といいます。）を引き受けた際、同日付けでMAGねっとおよびASAからBCPに係る償還債務全額について保証を受けておりました。その後、SFCGが2009年2月23日、東京地方裁判所民事20部に対し民事再生手続開始を申立てたことにより、BCPに係る償還債務全額についてSFCGが期限の利益を喪失した結果、当社は、保証人であるMAGねっとおよびASAに対し、2009年2月26日、BCPに係る15億円の保証債務履行請求訴訟を東京地方裁判所に提起しました。本件訴訟につきましては、2010年4月30日、東京地方裁判所民事第45部より、原告（当社）の被告ら（MAGねっとおよびASA）に対する総額15億円および遅延損害金の請求権の存在を認める旨の判決が言い渡されました。その後、被告らが東京高等裁判所に控訴しましたが、2010年10月28日、東京高等裁判所第4民事部より、被告らが原告（当社）に対して、連帯して15億円および遅延損害金を支払うよう命じる判決が言い渡されております。

なお、株式会社東京証券取引所は、2016年6月30日、MAGねっとが同日提出した有価証券報告書によって、MAGねっとが2015年3月期決算に続いて2016年3月期決算においても債務超過となったことが確認されたため、MAGねっと株式を2016年8月1日に上場廃止とすることを決定し、整理銘柄に指定しました。その後、MAGねっと株式は、2016年8月1日付けで上場廃止となりました。

また、SFCGは東京地方裁判所民事20部より2009年2月24日に民事再生手続開始決定を受けましたが、2009年3月24日に同裁判所はSFCGの再建の見込みがないと判断し民事再生手続廃止を決定し、2009年4月21日に破産手続開始決定をいたしました。その後、2019年12月18日に同裁判所はSFCGの破産手続きの終結を決定しております。

今後とも、判決に基づく回収の見通しは不確定であることから、詳細が決まり次第、適時開示いたします。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年11月13日

佐藤食品工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 野 大 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 岡 和 雄 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている佐藤食品工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第67期事業年度の第2四半期会計期間(2020年7月1日から2020年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、佐藤食品工業株式会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。